漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について

（福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等）

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、「福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等」の漁獲量等を公表する。

令和７年７月８日

福井県知事　杉本　達治

１　漁獲量等の公表を行う管理区分

福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等

（令和７管理年度（令和７年4月１日から令和８年3月31日まで））

２　漁獲可能量に対する漁獲量の割合（令和７年7月８日現在）

漁獲可能量に対する漁獲量の割合：７９．５％（A/B）

漁獲量（A）：１．５９トン（速報値）

漁獲可能量（B）：２．０トン